

ろうどうじかん

## 労働時間

## ○ 法律で決まっている労働時間 (=法定労働時間)

労働基準法という法律が労働時間について決めています。

労働時間とは、使用者が指導、監督をしている時間のことです。

作業の準備、あと片付け、研修 (=仕事について勉強する時間) も、使用者から

指示 (=命令) があってしている場合は、労働時間です。

労働時間は、1週間に40時間、1日8時間を超えたら、法律違反です。

労働時間は、休みの時間を入れないで計算します。

特別な職業では労働時間が一週間に44時間までとなっている場合もあります。

(10人より少ない人で仕事をしている商業、映画・演劇業、保健衛生業、

接客娯楽業の場合です。)

## ○ 休憩時間 (=休み時間のこと)

使用者は、労働時間の途中で休憩時間を労働者に与えないといけません。

6時間を超える労働の場合、45分以上与えます。

8時間を超える労働に対しては1時間以上与えます。

きゅうけいじかん ろうどうしゃ おな じかん いっしょ あた  
 休憩時間は、すべての労働者に同じ時間に一緒に与えないといけません。また、

きゅうけいじかん ろうどうしゃ じゆう うご いちぶ しよくしゆ  
 休憩時間には労働者が自由に動けるようにしないと いけません。(一部の職種、

ぎょうしゆ ちが しようしゃ ろうどうしゃ とくべつ かみ か やくそく ばあい ちが  
 業種は違います。使用者と労働者とで、特別に紙に書いて約束をした場合は違  
 います。)

ざんぎよう わ ま ちんぎん きゅうじつ きゅうか ほうりつ  
 このほかに、残業、割り増し賃金、休日、休暇などについての法律があります。

おも れんらくさき  
 (主な連絡先)

・にしのみやろうどうきじゆんかんたくしよ 0798-26-3733  
 ・西宮労働基準監督署

・ひょうごろうどうきよくかんたくか、がいこくじんろうどうしゃそうだんこーなー 078-371-5310  
 ・兵庫労働局監督課、外国人労働者相談コーナー

ちゅうごくご そうだん  
 中国語で相談できます。

まどぐち そうだん じぜん れんらく ひつよう  
 窓口で相談するには事前の連絡が必要です。

・さいだんほうじんひょうごけんこくさいこうりゅうきょうかい  
 ・財団法人兵庫県国際交流協会

がいこくじんけんみんいんふおーめーしょんせんたー 078-382-2052  
 外国人県民インフォメーションセンター

えいご ちゅうごくご すべいんご ぼるとがるご そうだん  
 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で相談できます。

よやく ひつよう  
 予約が必要です

※ くわ ろうどうきじゆんかんたくしよ そうだん う つ にほんご ひと  
 詳しいことは、労働基準監督署や相談を受け付けるところに日本語がわかる人と

いっしょ き  
 一緒に聞いてください。